

(公 印 省 略)

建字第 900 号
令和 2年12月25日

建築士事務所開設者及び管理建築士 各位

大分県土木建築部建築住宅課長

大分県知事指定「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」
の実施について（通知）

このたび、建築士法第27条の2第7項の規定に基づく標記研修会が、一般社団法人大分県建築士事務所協会及び一般社団法人日本建築士事務所協会連合会の主催により実施されることとなりました。

本研修会は、建築士事務所の開設者及び管理建築士を対象に、建築物の設計及び工事監理に必要な知識、技能の維持向上並びに建築士事務所の運営の適正化を図るため、大分県知事が定期講習として指定しているものです。

建築士事務所の開設者及び管理建築士におかれましては、これらの趣旨についてご理解いただきまして、積極的に受講されますようお願いいたします。